

TONA 3 か月金利先物取引に係るストラテジー取引における呼値の単位の見直し等に伴う
業務規程等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	2

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値) 第26条 (略) 2～8 (略) 9 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (1)の2 金利先物取引 0.0025ポイントとする。 (2)～(6) (略) 10～13 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年7月22日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年7月22日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(呼値) 第26条 (略) 2～8 (略) 9 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (1)の2 金利先物取引 0.0025ポイントとする。<u>ただし、ストラテジー取引については、0.0001ポイントとする。</u> (2)～(6) (略) 10～13 (略)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(マーケットメイカー制度)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により指定された取引参加者は、本所が定めるところにより、次の各号に掲げる役割のいずれかを担うものとする。</p> <p>(1) 本所が別に指定する銘柄(先物取引にあっては、限月取引) <u>において、売呼値及び買呼値を継続的に行うこと。</u></p> <p><u>(2) 本所が別に指定するストラテジー取引において、ストラテジー売呼値及びストラテジー買呼値を継続的に行うこと。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年7月22日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年7月22日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(マーケットメイカー制度)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により指定された取引参加者は、本所が定めるところにより、次の各号に掲げる役割のいずれかを担うものとする。</p> <p>(1) 本所が別に指定する銘柄(先物取引にあっては、限月取引) <u>における</u>売呼値及び買呼値を継続的に行うこと。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>4～6 (略)</p>